



保存版

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

相談

問合せ

ご利用ガイド



●電話番号:0467-23-1075 FAX:0467-22-2213

●住所:鎌倉市御成町 20-21 鎌倉市福祉センター2階

●開所時間:8:30~17:15(休日:土、日、祝、年末年始)

この冊子の使い方

この冊子は、「相談したい」、「利用したい」、「参加・貢献したい」などのカテゴリから、悩みや相談したこと、知りたいことが、鎌倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という）の事業や活動を中心に、必要な機関や活動へつながるよう構成しています。

困った時の相談窓口やサービスを利用したい人、ボランティア活動や福祉活動に参加したい人は、ぜひご活用ください。

巻末にはその他の活動の紹介や他機関の相談窓口等を掲載しています。

この冊子に掲載されている内容に関する
お問い合わせ、ご相談は
電話：0467-23-1075

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織で、社会福祉法に定められ、全国、都道府県、市区町村単位に1つずつ設置されています。

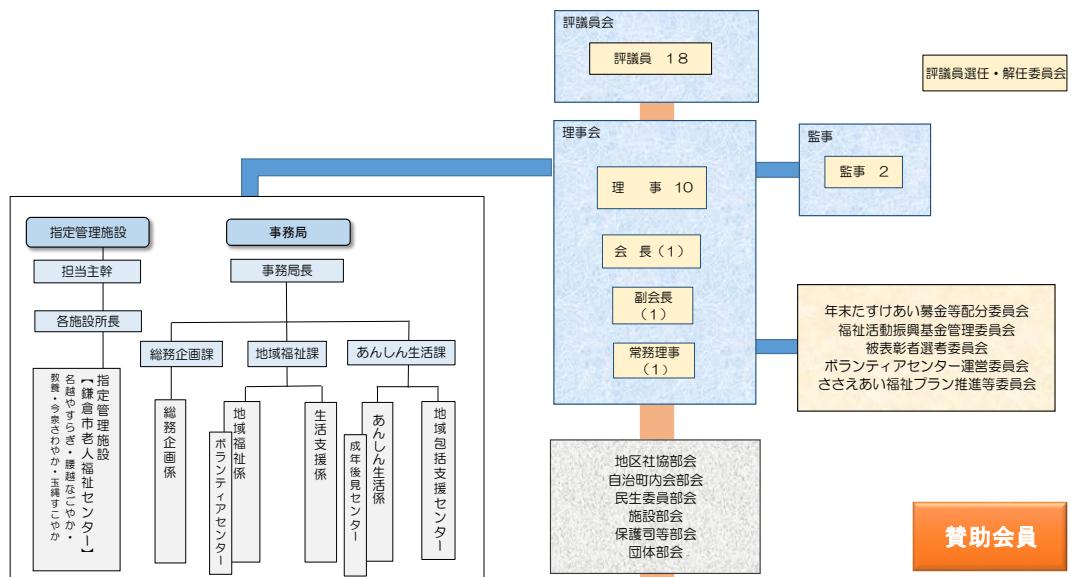
年齢、性別、障害の有無など問わず「みんなつながる、支え合い、助け合うまち かまくら」を目指し、地域の方々やボランティア、福祉・保健等の関係者、公共機関の協力を得ながら、様々な地域福祉のための活動を展開しています。

鎌倉市社会福祉協議会は、昭和27年に任意団体として設立され、昭和50年（1975年）に社会福祉法人としての法人格を取得し、現在に至ります。

※**地域福祉**とは、地域においてすべての人びとが安心して幸せに暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組もうとするものです。



社会福祉協議会の活動は さまざまな会員によって支えられています



一般会員

第一種会員	第二種会員	第三種会員	第四種会員	第五種会員	第六種会員	第七種会員	第八種会員	第九種会員
地区社会 福祉協議会	自治町内会連 合会	民生委員・ 児童委員協議会	社会福祉施設 老人保健施設	地区保護司会 及び社会福祉 に関係ある 法人・団体	社会福祉を目的 とする法人・団体	社会福祉に 関する講見を 有する者	商工関係団体	社会福利に関する 議見をもつて は市議会議員又 は行政関係者
評議員 3	評議員 1	評議員 4	評議員 2	評議員 3	評議員 2	評議員 1	評議員 1	評議員 1
理 事 1	理 事 1	理 事 1	理 事 1	理 事 1	理 事 1	理 事 3	理 事 1	理 事 0
第一地区 社会福祉協議会	鎌倉地区 自治組織連合会	第一地区 民生委員 児童委員協議会	岩瀬保育園 あおぞら園 聖アンナの園	鎌倉地区保護司会 みらいふる鎌倉 (老人クラブ連合会)	みらいふる鎌倉 (老人クラブ連合会)	鎌倉商工会議所	鎌倉商工会議所	鎌倉市議会議員
大町地区 社会福祉協議会	腰越地区 町内自治会 連合会	第二地区 民生委員 児童委員協議会	富士愛育園 清心保育園 こばとナーサリー	鎌倉市ボランティア 連絡協議会	身体障害者福祉協会	鎌倉市観光協会	鎌倉市観光協会	
材木座地区 社会福祉協議会	深沢地区 連合町内会	第三地区 民生委員 児童委員協議会	山崎保育園 たんぽぽ共同保育園 ヒヨビヨ保育園	鎌倉婦人子供会館	手つなぐ育成会 母子寡婦福祉会	鎌倉市議会議員		
第三地区 社会福祉協議会	大船地区 自治町内会 連合会	第四地区 民生委員 児童委員協議会	うちゅうう保育園 鎌倉児童ホーム	鎌倉市市民活動 センター運営会議	聴覚障害者協会 自閉症児者親の会 鎌倉市督友会	鎌倉市議会議員		
腰越地区 社会福祉協議会	玉縄地区 自治町内会 連合会	第五地区 民生委員 児童委員協議会	鎌倉清和園 鎌倉清和 鎌倉薰風	鎌倉おりな保育園	かまくらりんどうの会 鎌倉和楽会 DS虹の子会 由比の会	鎌倉市議会議員		
西鎌倉地区 社会福祉協議会		第六地区 民生委員 児童委員協議会	工房ひしめき 聖テレジア病院 七里ガ浜ホーム	青い麦の家 鎌倉由比 すべて鎌倉ときわ	青い麦の会 鎌倉福祉教育ネット 生き生きの会	鎌倉市議会議員		
深沢地区 社会福祉協議会		第七地区 民生委員 児童委員協議会	特養鎌倉静養館 鎌倉ブライエム きしろ	地域活動支援 センター・妻の穂				
大船地区 社会福祉協議会		第八地区民生委員 児童委員協議会	きしきホーム 鎌倉静養館 ささらいんどう鎌倉 鎌倉静山荘	老健かまくら しるばーひーむ 老健幸寿苑				
玉縄地区 社会福祉協議会		第九地区 民生委員 児童委員協議会	稻村力崎しげ かまくら愛の郷	老健リハビリケア 湘南かまくら				
		第十地区 民生委員 児童委員協議会	ふれあいの泉 ラバ鎌倉 ヒルズ桜栄鎌倉	老健ぬかだ 北鎌倉保育園さとの森				

もくじ

●相談したい方

気軽にに、だれでも、なんでも、相談できる窓口を設けています。

●なんでも相談窓口・・・5ページ

生活を支援します（金銭管理や契約の手助けをします。）

●日常生活自立支援事業・・・6ページ

●成年後見センター・・・7ページ

●法人後見事業・・・8ページ

生活にお困りの方へ

●生活福祉資金・・・9ページ

住宅の確保が難しい方へ

●住宅確保要配慮者相談窓口・・・10ページ

働くことでお困りの方へ

●スリー・プラス鎌倉・・・11ページ

高齢者よろず相談所

●地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会・・・12ページ

●利用したい方

●各種貸出（会議室やイベントで使用する機器を利用したい）・・・13ページ

会議室

会議用事務機器（プロジェクター、マイク、スクリーン等）

車いす

催事用備品（テント、ポップコーン機、わたがし機）

布おもちゃ、布えほん

コピー機、印刷機

●老人福祉センター・・・14ページ

地域でいきいきと暮らすために

●参加・貢献したい方

●寄付活動・・・15、16ページ

赤い羽根共同募金
年末たすけあい募金
賛助会員募集

●かまくらボランティアセンター・・・17ページ

ボランティア保険
福祉教育

●こんな活動もしています・・・18ページ

- 鎌倉福祉まつり
- かまくらささえあい福祉プラン（鎌倉市地域福祉活動計画）
- 災害ボランティアセンター
- 地域福祉推進感謝の集い

●地域福祉活動の発展のために・・・19、20ページ

- 生活支援体制整備事業
- 生活支援コーディネーター
- 近所の団らん助成事業
- 地区社会福祉協議会

●他の主な相談機関・・・21、22ページ

市内の福祉に関わる一部の相談窓口をご紹介します

●なんでも相談窓口

大人から子どもまで、誰でも・なんでも・気軽に相談できる「なんでも相談窓口」を設けています。

例えはこんなとき

- ・日常生活上の様々な困りごとの相談
- ・どこに相談したらよいかわからない相談
- ・「こんなこと相談してもいいのかな?」と思うような些細な相談 など

これらの相談を匿名、秘密保持で市社協の職員がお受けします。

その場すぐに対応・解決できない場合でも、専門相談窓口を紹介したり、支援団体や関係機関に橋渡しするなど、相談の交通整理を行います。

何か、心配ごと、困りごとのある方は、一人で悩まず、「なんでも相談窓口」をご活用ください。



あなたの生活上の心配ごとや困りごとを伺い、解決に向けたお手伝いをします！

地域福祉係

●日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、地域で安心して自立した日常生活が送れるように、市社協が利用者との契約に基づき金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類の保管のほか、福祉サービス等の利用の支援を行います。

例えはこんなとき

- ・足腰が悪くて銀行に行けなくなってしまった。
- ・いつもお金が足りなくなってしまう。
- ・お金の管理を誰かに手伝ってもらいたい。
- ・家賃や公共料金の支払いができなくて困っている。
- ・介護保険や年金の書類がくるけれど、どうしたらいいのかわからない。
- ・最近忘れ物が多くて通帳や印鑑をどこにしまったか忘れてしまう。



誰がどのような支援をしてくれるの？

相談からサービスの提供までを市社協の「専門員」や講習を受けた「生活支援員」が利用者の契約能力の有無等を確認したうえで、福祉サービスの利用、金銭の管理などを支援します。

サービス内容

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心してご利用いただけるよう福祉サービスの情報や利用手続きのお手伝いします。

日常的な金銭管理サービス

毎日のくらしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

例えば、医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。

郵便物の確認や日常生活の見守り

書類等預かりサービス

大切な書類や印鑑などを預かりします。

- ・年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類
- ・実印、銀行印
- ・その他社会福祉協議会が適当と認めた書類



あんしん生活係

●成年後見センター

成年後見制度の相談（利用支援）や市民向け講演会・事業所向け研修会を開催しています。まずはお電話でお気軽にお問い合わせください。

随時相談

担当：市社協職員（社会福祉士） 実施日：平日 8:30～17:15（年末年始除く）

専門相談

担当：成年後見人等受任経験のある弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士

実施日：原則毎月第4水曜日

①9:00～ ②9:45～ ③10:30～ ④11:15～（40分間）

※成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の財産管理やサービスの利用手続きの他、契約等法律行為を家庭裁判所が選任した成年後見人等が支援する制度です。



例えばこんなとき

- ・認知症の家族のために銀行でお金を払うとしたら本人でなければおろせないと言わってしまった。
- ・高齢になり、障害のある子の今後が心配。もしもの時に備えてどうしたらよいのか。
- ・難しいことはよくわからない。頼れる家族もいないので、一緒にお金の管理や契約など手伝ってほしい。



ご相談・お問い合わせ

鎌倉市成年後見センター

電話：0467-38-8003

あんしん生活係



●法人後見事業

市社協が法人として家庭裁判所から成年後見人等に選任され、本人に代わって、福祉サービスの手続きや契約を行うほか、不動産や預貯金等の財産管理をします。

例えはこんなとき

- ・親なき後を考え、障害のある子の後見等開始申立をする。子どもは 60 歳台で長期の支援が見込まれるので、継続した支援ができる法人を候補者にしたい。
- ・他の団体へ相談したが成年後見人等候補者になってもらうことができなかった。

- ・成年後見人等とは、「成年後見人」「保佐人」「補助人」のことです。
- ・法人後見人等の申立てにあたっては、審査会による審査があります。
- ・後見人等に選任されるか否かは、家庭裁判所裁判官の判断になります。



ご利用までの流れ

相談→申込→審査会（※1）

→家庭裁判所申立→家庭裁判所より選任（※2）→支援

※1 審査会へ諮問し、認められた場合の後見人等の候補者になります。

※2 市社協を後見人等候補者として申立てをしてもらいます。

家庭裁判所で選任後、後見人等として支援します。

あんしん生活係



●生活福祉資金

お金にお困りの世帯等に対し、相談に応じるとともに自立に必要な資金の貸し付けを行っています。

※貸付の決定は神奈川県社会福祉協議会が行います。また、貸付には一定の条件があります。なお、貸付にあたっては返済計画も含め事前に十分なご相談をさせていただきますので、来所の際はあらかじめご連絡をお願いいたします。

例えばこんなとき

- ・失業により生活に困窮して生活費が足りない。
- ・給与等が盜難によって、生活費が足りない。
- ・高校、高専、短大、大学へ進学したいが学費が足りない。
- ・入学金、制服、カバン等の入学にあたっての準備金が足りない。
- ・病気やけがの治療費や介護、障害福祉サービスを受ける費用が必要。

生活福祉資金

一定の所得以下の世帯、身体・知的・精神に障害をお持ちの人がいる世帯、高齢者世帯に対して、自立に向けた支援のための資金です。

教育支援資金

一定の所得以下の世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸し付けるものです。

総合支援資金

失業された人を支援するための資金です。

不動産担保型生活資金

高齢者世帯に対して、不動産を担保に貸付をする資金です。

緊急小口資金

一時的に生計を維持することが難しくなった世帯を支援するための資金です。



あんしん生活係

●住宅確保要配慮者相談窓口 (居住支援協議会)

高齢者、障害者、外国籍、子育て世帯、低所得などで住宅確保が難しい方々への相談窓口を開設しています。入居に向けての住宅や福祉に関する情報などの提供のほか、入居後の生活についても支援します。

例えばこんなとき

- ・転居を希望しているが、不動産屋に断られそうで怖い。
- ・ご近所トラブルで困っている。
- ・契約時の連帯保証人になってくれる人がいない。
- ・家賃が生活費を圧迫しており転居したい。



あんしん生活係

●スリー・プラス鎌倉 (就労準備支援事業)

「ひきこもり」などで社会との関わりに不安を抱えている方、ただちに就労が困難な方に対して就労準備の支援のため、鎌倉市から生活困窮者自立支援制度に基づく鎌倉市就労準備支援事業を受託し、『スリー・プラス 鎌倉』という事務所名で事業を行っています。

『スリー・プラス 鎌倉』では規則正しい起床・就寝や食習慣の形成といった日常生活の自立のための支援から、職場見学やボランティア活動といった社会生活自立への支援、就労体験の場の提供やビジネスマナー講座、履歴書の作成などの就労自立への相談・支援などを行っています。

例えばこんなとき

- ・生活のリズムが乱れている。朝起きられない。
- ・人とコミュニケーションを取る事が難しい。
- ・就労にブランクがあり、何からして良いのか分からない。
- ・職務経歴書の書き方やビジネスマナーに不安がある。

開設時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

8:30-17:15

住 所：鎌倉市大船2-20-29 花井ビル201号室

大船駅東口から徒歩8分（イトーヨーカ堂西側、大船郵便局南側）

メール：threeplus@kamakura-shakyo.jp

電 話:0467-38-8242

あんしん生活係

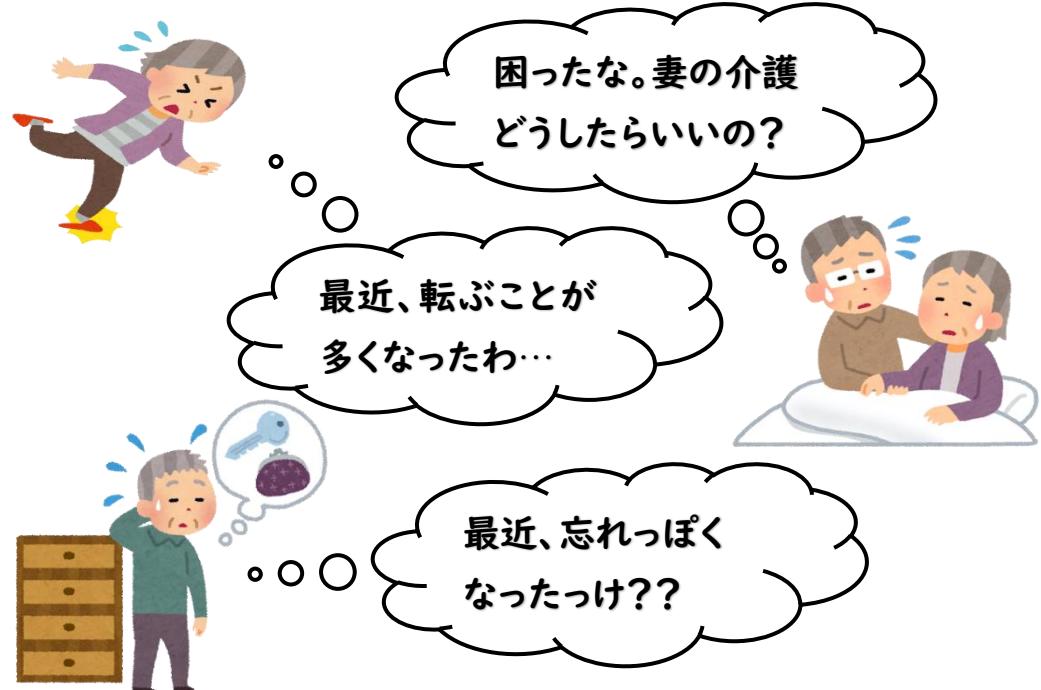


●地域包括支援センター 鎌倉市社会福祉協議会

「高齢者の総合相談窓口」である地域包括支援センターは、鎌倉市に 10 力所設置されています。(P22 参照) 専属の保健師(看護師)、社会福祉士、主任ケアマネージャーが高齢者をめぐる不安や相談に対応することで、地域住民の心身の健康・生活の安定に必要な支援を行います。市社協は「地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会」として十二所、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、御成町、浄明寺にお住いのみなさんを支援しています。相談は 24 時間対応しています。

例えばこんなとき

・介護保険の利用の仕方がわからない



まずはお電話ください。訪問や窓口でも受付します。

電話: 0467-61-2600

地域包括支援センター



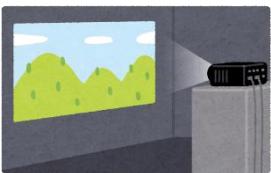
●各種貸出

●会議室の貸出

地域福祉の増進を図るため、ボランティア活動・福祉活動団体等の活動場所として、鎌倉市福祉センターの会議室が利用できます。

●会議用事務機器（プロジェクター、マイク、スクリーン、パソコン）

福祉センター内の会議室で使用される方へ貸出しています。



●車いす

最長 1 ヶ月の間、貸出しています。

●催事用備品（テント、ポップコーン機、わたがし機）

バザーやお祭り、地域交流、学校文化祭等で使用する催事用備品を貸出しています。



●布おもちゃ、布えほん

「布絵本グループはこべ」というボランティアグループの人たちが作った温もりが伝わってくるおもちゃがたくさんあります。

●コピー機、印刷機

コピー機は 1 枚コピーにつき 10 円で、印刷機は製版 50 円で 5 枚印刷につき 10 円になります。どちらも有料で使用できます。

初めての方はまずお電話を ☎

地域福祉係



●老人福祉センター

高齢者の健康増進・教養の向上・レクリエーションの場の提供を目的とし、生きがいをもって健康的な毎日を過ごしていただくための施設です。

名越やすらぎセンター



住所：材木座 2-15-3

電話：25-1188

●市役所本庁舎から送迎バスあり

9：20、10：00、10：40、13：00、13：45 発

●京急バス 鎌倉駅東口 3番のりば「縁ヶ丘行き」
「長勝寺」下車 徒歩約 8 分

腰越なごやかセンター



住所：津西 1-7-7

電話：31-0800

●湘南モノレール 大船駅「湘南江の島」行き
「西鎌倉」下車徒步約 9 分

●江ノ電バス 腰越駅「藤沢駅南口」行き
「白山橋」下車徒步約 3 分

教養センター



住所：笛田 2-17-1

電話：32-1221

●京急バス 鎌倉駅東口 6番のりば「鎌倉山行き」
「鎌倉山」下車徒步約 7 分

●江ノ電バス 「教養センター循環」バス
「教養センター」下車

今泉さわやかセンター



住所：今泉 3-21-23

電話：45-4611

●江ノ電バス 大船駅湘南モノレール下 5番のりば
「鎌倉湖畔行き」「今泉不動」下車

玉縄すこやかセンター



住所：玉縄 5-9-1

電話：47-1338

●神奈中バス 大船駅西口 3番のりば
「清泉女学院行き」バス
「玉縄台」下車徒步約 1 分



●寄付活動

●共同募金

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金は、昭和 22 年から始まった募金活動で都道府県ごとに共同募金会を置き、毎年、10月 1 日から 3 月 31 日まで、全国一斉に実施されます。ご協力いただいた募金は各地域内で地域福祉の推進を図ることを目的に、わたしたちのまちや暮らしを良くするために使われます。鎌倉市共同募金活動は、市社協内に事務局を設置して行っています。

集まった募金は、これまで民間福祉活動を支える重要な財源として多くの施設、団体の活動を支援するとともに、地域で行われるさまざまな福祉活動、豪雨災害などの被災者支援活動に使われています。

市社協は神奈川県共同募金会鎌倉市支会として募金運動を展開しています。

主な活用例

- ・高齢者の交流サロンの運営費として



- ・福祉施設の車両購入費として



年末たすけあい募金

年末たすけあい運動で実施される募金活動は、共同募金の一環として行われています。年末たすけあい募金は、募金を必要としている福祉施設・福祉団体などに配分するとともに、翌年度に市内で地域福祉活動を推進するための貴重な財源となっています。

主な配分先

- ・福祉当事者団体、障害者自立支援関係施設、ボランティア連絡協議会、地区社会福祉協議会など

主な活用例

- ・福祉の PR 活動のために、ボランティア活動のために、福祉団体等の助成のために、住民相互の扶助活動のためなど

スマホ・PC からも募金ができます！

インターネットでご自宅からでも簡単に地域・用途など、より寄付者の意向に沿った共同募金への寄付ができます。

「赤い羽根鎌倉」で検索、もしくはこちらのQRコードから寄付できます。
(ご寄付先の地域は「神奈川県」・「鎌倉市」をご指定下さい)



●賛助会員募集

鎌倉市社会福祉協議会は、市民のみなさんや鎌倉市に事業所を構える企業・法人と共に鎌倉市の福祉の向上と、「みんながつながる、支え合い、助け合うまち かまくら」の実現を目指しています。この趣旨にご賛同いただけるみなさんの賛助会員への申し込みをお待ちしています。

年会費

1口 1,000円

1口から何口でも可能です

銀行振込の場合は市社協へご連絡の後、下記口座までお願ひいたします。

スルガ銀行 鎌倉支店 普通 1285845
社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 会長 富田英雄

総務企画係



かまくらボランティアセンター

『かまくらボランティアセンター』では、「ボランティアをしたい」「ボランティアをお願いしたい」などのボランティア活動全般に関する相談を受け付けているほか、各種ボランティア研修・講座も開催しています。

福祉教育の啓発と支援

市内の中学校では福祉教育を行っています。市社協は事前に学校に要望を伺い、その内容をプログラムに反映させるなどの支援を行っており、福祉体験を中心に活発な活動が行われています。市社協は福祉活動団体と学校を繋ぎ、今後も新たな教育プログラムを提案して、福祉への理解と啓発活動を行ってきます。

例えばこんなとき

- ・施設に来て楽器を演奏して欲しい。ボランティアさんを紹介してほしい。
- ・大学生です。夏休みに何か活動ができますか？
- ・ボランティア活動中にケガをしてしまったのですが・・・
- ・ボランティア活動に興味はあるけど私にできるのかな？

かまくらボランティアセンターの取り組み

- ・ボランティア相談の実施（ボランティア及び活動希望者からの相談）
- ・ボランティア情報の収集・提供・ボランティア募集
- ・ボランティアとの連絡・調整
 - ボランティア連絡協議会との連携
 - 地区ボランティアセンターとの連携
- ・各種ボランティア講座・研修の開催
- ・福祉教育の推進
 - 福祉教育セミナーの開催
 - 学校等の福祉教育への支援



地域福祉係



●こんな活動もしています

●鎌倉福祉まつり

例年9月の第1日曜日に開催している「鎌倉福祉まつり」は、福祉関係者や一般市民が集い、福祉意識の醸成を図るとともに福祉のPRの場として開催されています。模擬店やバザーの他、福祉の体験コーナーや災害被災地支援コーナーが設置され、多くの人々に楽しまれ毎年3,000名前後の参加者があり、収益金をボランティア団体等へ活動費として配分しています。



●かまくらささえあい福祉プラン（鎌倉市地域福祉活動計画）

市社協は地域住民や関係団体、事業者等が主体となって地域の福祉・生活課題の解決に向けた活動を行い、市社協がどのように支援していくかを記載した「地域福祉活動計画」を策定し鎌倉市や神奈川県社会福祉協議会などとも連携して地域福祉の推進を図っています。



●災害ボランティアセンター

市社協では、鎌倉市が被災した時に、市の要請に基づき、鎌倉青年会議所の協力を得て、災害ボランティアセンターを設置することとしています。災害ボランティアセンターはNPO等の関係機関と連携し、市民の日常生活が一日でも早く取り戻せるように市内外のボランティアを受け入れ、その活動が効果的・効率的に展開することを目的に設置するものです。

●地域福祉推進感謝の集い

地域福祉活動は地区社協、民生委員児童委員、福祉関係機関やNPO団体福祉当事者団体、ボランティアの手によって支えられています。「地域福祉推進感謝の集い」は鎌倉市の地域福祉に尽力された方々の功績を讃えるとともに、その福祉の輪を広げることを祈念して毎年11月に開催されます。

●地域福祉活動の発展のために



●生活支援体制整備事業

市内5カ所（鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄）の日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体と連携しながら、高齢者の日常生活に必要な支援体制の充実・強化を図るとともに、高齢者の健康増進と介護予防を目的とした社会参加を推進しています。

●生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは別名「地域支え合い推進員」とも呼ばれています。高齢者が日常生活を送るうえで「あったらいいな」と思うことや、「どんなことなら出来るかな」などを、地域の方々と一緒にアイデアを出しあいながら、地域の支え合いの仕組みが一つずつ形になるよう支援していきます。

●近所の団らん助成事業

近所の団らん助成事業は、個人宅や店舗などの空きスペースを一時的に提供又は確保し、身近な地域で住民同士が気軽に集い、交流を深めるきっかけとなる活動を行う方に対して活動資金を助成し、地域支え合いの意識を普及させることを目的とした事業です。

お茶を飲みながら情報交換をしたり、体操をしたりしています。参加者からは「ここへ来て、皆としゃべって体操してとても楽しい。帰る時は元気になっているんですよ。」と喜ばれています。

このような活動に興味や関心をお持ちの方は、お気軽にご連絡ください！



地域支え合いのために、
ご近所同士の
“顔の見える関係づくり”
から始めましょう！



●地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（以下、地区社協という）は、住民一人ひとりが地域の福祉活動に参加して、助け合いの気持ちを育んでいくなど、みんなの住むまちで福祉活動を進めることを目的とした自主的な組織です。鎌倉市には9つの地区社協があります。

地域で生活している人だからこそ共感できる福祉的な課題について話し合い、自ら取り組み・考え、活動に結び付けています。各地域では、自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティアなどが「同じ地域に暮らす者同士」という共通項目で地区社協を構成し「みんながつながる、支え合い、助け合うまち かまくら」を目標に地域に根ざした活動を行っています。

活動内容

- ・地域における課題の把握や問題解決策を話し合う地域福祉懇談会の開催
- ・見守りが必要な世帯に定期的に訪問（高齢者見守り）
- ・一人暮らし高齢者会食会
- ・子ども安全パトロール
- ・ママ友やスタッフとおしゃべりしたり、子どもと遊んだり、ゆったりした時間を過ごせる子育てサロン

●他の主な相談機関

●くらしと福祉の相談窓口（鎌倉市役所地域共生課・市民相談課）

制度や分野に分かれた、縦割りでは対応しにくい相談についても、専門機関と連携しながら対応します。また、困っていることを解決するために、包括的な支援をめざして課題の解決に向けたサービスを充実させていきます。

電話：0467-61-3864

●生活保護制度（鎌倉市役所生活福祉課）

病気や怪我で働けなくなったり、年をとって収入が少なくなったりと、いろいろな事情で生活に困ることがあります。このような時に、生活に困っている人たちに対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。

電話：0467-61-3972

●障害に関する相談（鎌倉市役所障害福祉課）

心身に障害がある方の生活に関することや、補装具、施設への入所・通所、将来問題などについて、窓口や訪問による相談などについて、窓口や訪問による相談などを行っています。

電話：0467-61-3975

●健康に関する相談（鎌倉市役所市民健康課）

保健師や栄養士が健康に関するご相談をお受けしています。食事や運動などの日常生活や健康診査の結果、生活習慣病、こころの健康など、ぜひご活用ください。

電話：0467-61-3946

●こどもと家庭の相談室（鎌倉市役所市民健康課）

専任の相談員がお子さんや家庭に関する相談をお受けしています。子どもや家庭に関する悩みや心配ごとがありましたら、ご相談ください。

電話：0467-23-0630

●鎌倉市基幹相談支援センター（直接個人からの相談は受けていません。）

鎌倉市の障害者相談支援の中核となる機関です。

電話：0467-39-6122

●神奈川県鎌倉保健福祉事務所

医師、保健師等の専門職種が勤務し、住民の方々の生活に密着した健康の保持・増進の向上に努めています。保健・福祉・医療・衛生などの様々な健康相談・試験・検査・許認可を実施しています。

電話：0467-24-3900

●地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）

ご相談はお住まいの地域の地域包括支援センターにお問い合わせください。

包括支援センター名	担当地域		電話
鎌倉市社会福祉協議会	鎌倉	十二所、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、御成町、浄明寺	0467-61-2600
鎌倉きしろ		大町、材木座	0467-40-4434
鎌倉静養館		由比ガ浜、笹目町、佐助、長谷、坂ノ下、極楽寺、稻村ガ崎	0467-23-9110
聖テレジア	腰越	腰越（一丁目～五丁目）、七里ガ浜東、津西、七里ガ浜	0467-38-1581
聖テレジア第2		津・腰越（1～5丁目を除く）、西鎌倉、鎌倉山、手広	0467-38-6612
みどりの園鎌倉	深沢	梶原（一丁目～五丁目を除く）、寺分（一丁目～三丁目を除く）、上町屋、常盤、笛田	0467-62-0666
湘南鎌倉		山崎、梶原（一丁目～五丁目）、寺分（一丁目～三丁目）	0467-41-4013
きしろ	大船	山ノ内、台（一丁目を除く）、小袋谷、高野、大船（一丁目から六丁目を除く）	0467-42-7503
ふれあいの泉		大船（一丁目から六丁目）、岩瀬、今泉、今泉台	0467-43-5977
ささりんどう鎌倉	玉縄	台一丁目、岡本、玉縄、植木、城廻、関谷	0467-42-3702

●インクル相談室鎌倉

インクル相談室鎌倉は、生活にお困りの方・将来の自分や家族の生活に不安をお持ちの方のご相談をお受けし、一緒に解決に向けて考えていく相談室です。

どうしていいかわからない困りごとをお聞きし、解決することや、状況が改善する方法を、利用者に寄り添ってお手伝いしていく機関です。

電話：0467-46-2119

●鎌倉市消費生活センター

身に覚えのない請求や悪質商法、契約上のトラブル、商品・サービスに対する苦情、製品を使用中の事故など、お困りのことや気になることがありましたら、消費生活センターにご相談ください。消費生活相談員が事情を詳しく伺い、助言、あっせんを行っています。

電話：0467-24-0077



このマークは社協のシンボルマークです。（全国共通）
社会福祉及び社協の「社」を図案化し、
「手を取り合って明るい、幸せな社会を建設する姿」
を表現しています。



ホームページ



Facebook